

平成17年7月29日

株式会社東京証券取引所
上場部上場管理担当

コーポレート・ガバナンスに関するアンケートの調査結果について

コーポレート・ガバナンスに関しては、これまでも各方面で活発に議論が行われてきましたが、昨今、会社情報の開示に関して上場会社における社会的な信頼の失墜を招きかねない事態が相次いだこともあり、投資者の上場会社のコーポレート・ガバナンスに対する関心は一層高まっています。

また、当取引所では、上場会社に対し平成15年3月期決算から「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況」の開示を義務化し、決算短信の添付資料における定性的情報において記載することを求めてきたところであり、その後も、証券市場に対する投資者の信頼の維持・向上を図る観点から、上場会社のコーポレート・ガバナンスに関する事項の開示の充実に努めています。

当取引所では、これまで平成10年以降三度にわたり上場会社に対するコーポレート・ガバナンスに関するアンケートを行ってまいりました。今般、現在の上場会社各社における意識又は各種施策の取り組みの進展状況を調査し、今後の当取引所における施策の実施に際しての検討材料とするとともに、上場会社における今後の取り組みの参考としていただくこと等を目的として、アンケート調査を実施いたしました。

以下では、当該調査の集計結果についてお知らせします。

なお、詳細は別添「コーポレート・ガバナンスに関するアンケートの調査結果」をご参照下さい。

- 概 況 -

本年3月31日時点で東証に上場する内国会社2,261社（優先出資証券の発行者を含む。）を対象としてアンケート用紙を送付して、対象会社の61.0%（小数点第2位以下四捨五入。以下同じ。）である1,379社から回答を得た。

（1）意識調査等に関する事項

- ・コーポレート・ガバナンスの充実のために必要となる事項については、「内部統制機能の強化」と回答した会社が84.4%（%表示は回答会社ベース。以下同じ。）と最も多く、次いで、「コンプライアンスの機能強化」が80.2%であった。
- ・上場会社コーポレート・ガバナンス原則の評価については、「分かりやすい」と回答した会社が72.7%である一方、「分かりにくい」と回答した27.2%の会社のうち92.6%は「参考にはなるが、もう少し具体的にすべき」と回答しており、当該原則が具体性に欠ける内容であるとの評価を受けている側面もある。

- ・我が国における企業統治の構築の指針となる枠組みについては、「必要である」と回答した会社が81.3%あり、その理由として「結果として会社の価値を高め、株主のためになるから」と回答した会社が78.8%であった。また、企業統治の枠組みの拘束力については、「強制としないまでも会社が目指すべき方針が示されていることが望ましい」と回答した会社が78.5%と最も多く、自主性を尊重しつつも、何らかの枠組みの必要性を感じている会社が多数存在していることが読み取れる。

(2) 具体的施策の導入状況等に関する事項

- ・社外取締役を選任していると回答した会社は40.6%（1名：21.2%、2名：10.7%、3名以上：8.6%）であり、前回の調査から12.1ポイントの大幅な上昇が見られた。また、そのうち利害関係のない社外取締役を選任していると回答した会社は52.3%であった。
- ・取締役の報酬を開示している会社は74.8%で、うち85.7%が全取締役の報酬総額を開示する形式により開示していると回答している。なお、報酬の個別開示を行っている会社は1.0%に過ぎなかった。
- ・「適時開示に係る宣誓書」及び「有価証券報告書（半期報告書）の適正性に関する確認書」の制度については、ほとんどの会社が「コーポレート・ガバナンスに関する経営者の意識向上に資する」（84.1%）、「タイムリーディスクロージャーに係る社内体制や正確な有価証券報告書作成のための社内体制の向上に役立つ」（83.6%）と回答している。また、73.8%の会社が、同制度によって、「自社の社内体制が他社と比較されることに伴い、社内体制の向上に努めようという意識が働いた」と回答している。
- ・株主総会の機能強化のための施策においては、集中日を避けて開催することを既に実施・決定又は検討している会社が67.8%に達し、前回比38.4ポイント増と大幅に増加した。また、招集通知の早期発送を既に実施・決定又は検討している会社も76.0%に及び、前回比47.1ポイント増と大幅に増加しており、株主総会の機能強化に対する意識の高まりが窺われる。
- ・監査役（会）の機能強化に関する施策については、「監査役的重要会議への出席」（76.7%）、「監査役と取締役会との連携強化」（65.4%）、「社外監査役の増員」（34.5%）の順となっている。
- ・IRに関する専任部署を設置していると回答した会社は59.0%、また会社説明会（決算説明会を含む。）において代表者自らが説明を行っている会社は73.7%と、IR活動を重視する上場会社の姿勢が窺われる。
- ・自社のホームページにおいて、ほとんどの会社が決算情報（98.1%）と決算情報以外の適時開示資料（87.5%）を掲載しているほか、有価証券報告書又は半期報告書についても、過半数（53.3%）の会社が掲載している。

以上

【本件に関するお問合せ先】
株式会社東京証券取引所 上場部上場管理担当
TEL：03-3665-1425

コーポレート・ガバナンスに関するアンケート調査結果

平成 17 年 7 月 29 日
株式会社 東京証券取引所

1. アンケート実施要領

(1) 調査対象

本年 3 月 31 日時点で東京証券取引所に上場する内国会社 2,261 社（優先出資証券の発行者を含む。）に対して、コーポレート・ガバナンスに関するアンケートを送付し、Eメール等により回答を回収した。

(2) 実施時期

- ・アンケートの発送：平成 17 年 3 月 31 日
- ・アンケート回答期限：平成 17 年 4 月 29 日

(3) 回答状況

1,379 社から回答を回収した（回答回収率：61.0%（小数第 2 位を四捨五入。以下同じ。））。

2. コーポレート・ガバナンスに関するアンケート調査結果

アンケートの集計結果は以下のとおりである。アンケートの集計に当たっては、上場会社からの回答を忠実に集計した。また、前回実施したアンケート結果との比較が可能な項目については、当該各項目につき割合(%)で比較を行った。

《 意識調査等に関する事項》

(問 1) コーポレート・ガバナンスの目的について（自由記入形式：下記項目の複数に該当する回答は、それぞれの項目で社数にカウントしている。）

回答内容	社数	割合(%)
企業価値（株主価値）の最大化・適正化	557	40.4
経営の実態開示、開かれた経営の実施、 経営の透明性向上	386	28.0
不祥事防止・健全性の確保、コンプライ アンスの充実	288	20.9
ステークホルダーへの利益還元・利害調 整	274	19.9
効率的な経営の実施	259	18.8
企業の社会的責任の遂行	119	8.6
迅速な意思決定	87	6.3
株主への利益還元	69	5.0
社会的信頼の確立	50	3.6
企業の持続的発展	50	3.6
経営に対する監視	48	3.5
回答なし	55	4.0

(問 2) コーポレート・ガバナンスに関する基本方針やガイドライン等の文書化について

回答内容	社数	(%)
a. 文書化し、公開している	420	30.4
b. 文書化しているが、公開していない	198	14.4
c. 文書化していない	750	54.4
回答なし	11	0.8
合計	1,379	100.0

(問3) コーポレート・ガバナンスを巡る最近の議論等への関心について

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 大いに関心をもっている	985	71.4	+3.5
b. 多少関心をもっている	375	27.2	-4.3
c. あまり関心をもっていない	15	1.1	+0.6
d. 関心がない	1	0.1	+0.1
回答なし	3	0.2	+0.1
合計	1,379	100.0	-

(問4) コーポレート・ガバナンスの充実のための施策について(複数回答可)

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 取締役会の機能強化	1,004	72.8	+2.9
b. 監査役(会)(委員会等設置会社にあつては、監査委員会)の機能強化	868	62.9	+7.6
c. 内部統制機能の強化	1,164	84.4	(今回新規)
d. コンプライアンス機能の強化	1,106	80.2	(注) -0.7
e. ディスクロージャー、株主への説明の充実	970	70.3	-5.0
f. 株主総会の運営の見直し	150	10.9	-6.3
g. 役員報酬制度の見直し	104	7.5	+1.2
h. 分からない	1	0.1	-0.1
i. その他	23	1.7	-0.4

(注) 前回は「法令違反行為の未然防止機能の強化」という選択肢についての回答

「i. その他」の主な内容

- 経営情報の株主、市場、従業員による共有化
- 役職員に対して法令遵守徹底を繰り返し教育すること
- 問題解決と再発防止を優先する経営上の信念や価値観、業務遂行上の手法を、経営陣と従業員が理解し共有すること

(問5) 上場会社コーポレート・ガバナンス原則の認識状況について

回答内容	社数	割合(%)
a. 全取締役(社外取締役を含む。)が内容を読んでいる	307	22.3
b. 少なくとも社長が内容を読んでいる	243	17.6
c. 内容を読んでいるかは不明だが、全取締役(社外取締役を含む。)が存在を認識している	445	32.2
d. 内容を読んでいるかは不明だが、少なくとも社長は存在を認識している	160	11.6
e. 全取締役(社外取締役を含む。)が存在を認識していない	12	0.9
f. 取締役(社外取締役を含む。)が存在を認識しているかどうか分からない	150	10.9
g. その他	40	2.9
回答なし	22	1.6
合計	1,379	100.0

「g. その他」の主な内容

- 担当役員が存在を認識している
- 存在を認識していない取締役が一部存在する
- 「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」そのものを直接読んでいなくとも、ここに掲げられているようなコーポレート・ガバナンスにおける重要事項、遵守事項を十分認識した上で経営にあたっている
- 社外取締役を除く取締役全員に配布し、説明会を実施している

(問 6) コーポレート・ガバナンスの検討にあたっての「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」の利用状況について

回答内容	社数	割合(%)
a. 原則の内容を踏まえてガバナンスについて検討し、自社の施策に既に反映した	269	19.5
b. 原則の内容を踏まえてガバナンスについて検討し、自社の施策に反映することを検討している	720	52.2
c. 原則の内容を踏まえてガバナンスについて検討したが、自社の施策に反映する必要性がなかった	53	3.8
d. 原則の内容を踏まえた検討はしていない	274	19.9
e. その他	51	3.7
回答なし	12	0.9
合計	1,379	100.0

「e. その他」の主な内容

- 原則に記載されている内容を含めたコーポレート・ガバナンスの枠組みを既に構築している
- 自社の施策と照合し、多くの部分で考え方が一致していることを確認した
- 各取締役等に配布、必読を促し、ガバナンスについて長期的に整備を検討している

(問 7) 上場会社コーポレート・ガバナンス原則の評価について

回答内容	社数	割合(%)
a. 分かりやすい	1,002	72.7
b. 分かりにくい	375	27.2
回答なし	2	0.1
合計	1,379	100.0

(問 7-2) 上場会社コーポレート・ガバナンス原則が分かりにくいとされる理由について(問 7で b. と回答した場合のみ)

回答内容	社数	割合(%)
a. 内容が抽象的であり、全く参考にならない	20	5.3
b. 参考にはなるが、もう少し具体的にすべき	347	92.6
c. その他	8	2.1
回答なし	0	0.0
合計	375	100.0

「c. その他」の主な内容

- コンパクトにまとめるべき
- 掲げられている項目の範囲が少ないように思う。ガバナンスを強化する上で検討すべきことはもっと多岐にわたるはずである
- まわりくどく、かつきれいごとになっている。

(問 8) 我が国における企業統治の構築の指針になるような枠組みについて

回答内容	社数	割合(%)
a. 必要である	1,121	81.3
b. 必要ない	243	17.6
回答なし	15	1.1
合計	1,379	100.0

(問 8-2) 企業統治の構築の指針になるような枠組みが必要であると思われる理由について (問 8 で a. と回答した場合のみ)

回答内容	社数	割合 (%)
a. 枠組みがないと経営者にとって都合のいい経営に流れやすいから	199	17.8
b. 結果として会社の価値を高め、株主のためになるから	883	78.8
c. 敵対的買収を防衛したいから	6	0.5
d. その他	33	2.9
回答なし	0	0.0
合計	1,121	100.0

「d. その他」の主な内容

- 枠組みがあることにより、方向性が確認できるため
- 企業ごとの解釈のみならず、一般的な指針がより明確化されている方が、市場と経営側のコンセンサスがより得やすいと考える
- 取り組みに理解が得られやすい
- 構築指針がなければ、企業間にレベル差が生じる。ガバナンス・レベルの低い企業は、マーケットからの信任を失うが、その間投資家保護がなされず、結果的にわが国における証券市場の信頼性が損なわれ、グローバルな競争力を失う
- 投資家、株主からの企業の評価基準となるべく、枠組みは共有化すべき
- 海外投資家にとってわが国のコーポレートガバナンスのスタンダードを知る上で有益となる

(問 9) 投資者にとってより良い企業統治体制を構築するための枠組みとして望むものについて

回答内容	社数	割合 (%)
a. 米国型 ⁽¹⁾ が望ましい	59	4.3
b. 欧州型 ⁽²⁾ が望ましい	25	1.8
c. 海外の形態にはこだわらないまでも、日本で统一的に適用されるものが望ましい	577	41.9
d. コーポレート・ガバナンス原則を元に各社各様のものを構築することが望ましい	690	50.0
e. その他	22	1.6
回答なし	6	0.4
合計	1,379	100.0

1 米国型とは、法令・規則などにコーポレート・ガバナンスに関するミニマム・スタンダードを盛り込み、その採用を義務的なものとして求める方式です。

2 欧州型とは、コーポレート・ガバナンスに関するベスト・プラクティス・コードを定め、これと異なる施策を採用する場合にはその理由を釈明することを求める方式です。

「e. その他」の主な内容

- 米国型をベースに各社の独自性を盛り込む形が望ましい
- 会社の規模、株主構成等に応じて、各社各様に構築することが望ましい
- 日本の法令に従いながら、グローバルに社会からの信頼を得られるコーポレート・ガバナンス体制を柔軟に設計できる枠組みを望む
- 各社の自己責任で構築すべき

(問 10) 我が国において今後導入される企業統治体制の枠組みの拘束力について

回答内容	社数	割合 (%)
a. 強制力を持ったものが望ましい	49	3.6
b. 各社の自由に任せるのが望ましい	235	17.0
c. 強制とはしないまでも会社が目指すべき方針が示されていることが望ましい	1,083	78.5
d. その他	8	0.6
回答なし	4	0.3
合計	1,379	100.0

「d. その他」の主な内容

- ミニマムスタンダードとしての強制力は必要
- 目指すべき方針を示した上で、各社が選択できることが望ましい

《 具体的施策の導入状況等に関する事項》

1. 株主の権利

(問 11) 株主総会の機能強化のための施策について

集中日を避けて開催

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 既に実施している	567	41.1	+38.4
b. 既に実施することを決定している	47	3.4	
c. 今後実施することを検討している	321	23.3	
d. 検討していない	328	23.8	-
e. 分からない	83	6.0	-
回答なし	33	2.4	-
合計	1,379	100.0	-

土曜日又は日曜日に開催

回答内容	社数	割合(%)
a. 既に実施している	31	2.2
b. 既に実施することを決定している	8	0.6
c. 今後実施することを検討している	89	6.5
d. 検討していない	1,133	82.2
e. 分からない	73	5.3
回答なし	45	3.2
合計	1,379	100.0

営業報告等のわかりやすさの向上

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 既に実施している	782	56.7	+26.8
b. 既に実施することを決定している	93	6.7	
c. 今後実施することを検討している	383	27.8	
d. 検討していない	69	5.0	-
e. 分からない	34	2.5	-
回答なし	18	1.3	-
合計	1,379	100.0	-

株主への質問に丁寧に答えるなど株主との対話の充実化

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 既に実施している	1,062	77.0	+16.9
b. 既に実施することを決定している	93	6.8	
c. 今後実施することを検討している	160	11.6	
d. 検討していない	25	1.8	-
e. 分からない	18	1.3	-
回答なし	21	1.5	-
合計	1,379	100.0	-

適切な会場の確保（株主数に応じた広さ、交通の利便性を配慮）

回答内容	社数	割合(%)
a. 既の実施している	1,091	79.1
b. 既の実施することを決定している	45	3.3
c. 今後実施することを検討している	93	6.7
d. 検討していない	95	6.9
e. 分からない	25	1.8
回答なし	30	2.2
合計	1,379	100.0

招集通知の早期発送

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 既の実施している	600	43.5	+47.1
b. 既の実施することを決定している	49	3.6	
c. 今後実施することを検討している	398	28.9	
d. 検討していない	250	18.1	-
e. 分からない	51	3.7	-
回答なし	31	2.2	-
合計	1,379	100.0	-

英文の株主総会招集通知の作成

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 既の実施している	161	11.7	+1.9
b. 既の実施することを決定している	17	1.2	+0.8
c. 今後実施することを検討している	160	11.6	+2.6
d. 検討していない	912	66.1	-4.8
e. 分からない	89	6.5	-3.1
回答なし	40	2.9	+2.5
合計	1,379	100.0	-

株主総会招集通知をホームページに掲載

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 既の実施している	211	15.3	+5.7
b. 既の実施することを決定している	32	2.3	+1.6
c. 今後実施することを検討している	452	32.8	+6.2
d. 検討していない	550	39.9	-7.3
e. 分からない	92	6.7	-8.6
回答なし	42	3.0	+2.4
合計	1,379	100.0	-

招集通知の電磁的提供

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 既の実施している	49	3.6	+11.9
b. 既の実施することを決定している	7	0.5	
c. 今後実施することを検討している	373	27.0	
d. 検討していない	774	56.1	-
e. 分からない	128	9.3	-
回答なし	48	3.5	-
合計	1,379	100.0	-

電磁的方法による議決権の行使

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 既に実施している	175	12.7	} +8.4
b. 既に実施することを決定している	30	2.2	
c. 今後実施することを検討している	385	27.9	
d. 検討していない	640	46.4	-
e. 分からない	104	7.5	-
回答なし	45	3.3	-
合計	1,379	100.0	-

株主総会に合わせて株主懇談会等を開催

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 既に実施している	252	18.3	} +19.2
b. 既に実施することを決定している	30	2.2	
c. 今後実施することを検討している	233	16.9	
d. 検討していない	709	51.4	-
e. 分からない	102	7.4	-
回答なし	53	3.8	-
合計	1,379	100.0	-

その他上記 ~ 以外で実施している施策について(主な回答を掲載)

- 代理人資格を株主に限定していた定款を変更して、無限定とした
- 外国人投資家に直接英文招集通知を送付。機関投資家へ議案の補足説明文を送付
- 議決権行使促進会社の利用
- 招集通知発送時にアンケートを同封し、回答を総会直前までに回収。総会にて、経営陣が、株主の当社に対する意見・要望を踏まえた発言を行う
- 株主総会での説明や事業報告書等をビジュアル化してわかりやすくする
- 株主総会のインターネット中継
- 株主総会の報道機関への公開
- 株主総会終了後に別途株主の質問に答える機会を作り、株主との対話に努めている
- 株主総会終了後、株主に対して事業説明会を開催
- お子様を同伴された株主様には託児を行っている
- 株主総会決議通知をホームページに掲載
- 総会の内容に対するアンケート等を実施し、次回総会に役立てる。
- 個人株主とのコミュニケーション充実のため株主レポートを作成
- 商品等の展示

(問12) 直近の株主総会の開催時間について

回答内容	社数	割合(%)
a. 1時間未満	1,105	80.1
b. 1時間以上2時間未満	224	16.2
c. 2時間以上3時間未満	41	3.0
d. 3時間以上4時間未満	4	0.3
e. 4時間以上5時間未満	1	0.1
f. 5時間以上	1	0.1
回答なし	3	0.2
合計	1,379	100.0

2. 株主の平等性

(問 13) 特定の株主に対する特別な利益等の提供を行わないようにするための具体的な対策について

回答内容	社数	割合(%)
a. 採用している	374	27.1
b. 採用していない	990	71.8
回答なし	15	1.1
合計	1,379	100.0

「具体的な対策」の主な内容

- フェアディスクロージャー
- 会社と株主との取引を監査役に報告している
- インサイダー取引防止規程およびマニュアル、利益供与防止マニュアル、暴力団等対応マニュアルを策定している
- 疑わしい新規取引の場合はインターネット・興信所情報等でチェックしている
- コンプライアンス・ガイドライン他の社内ルール設定やコンプライアンス研修を行っている
- 総務部門で株主対応マニュアルを作成・運用している
- 広告・寄付・賛助等の事前チェック制度を設けている

(問 14) 少数株主の権利を保護するための具体的な対策について

回答内容	社数	割合(%)
a. 採用している	156	11.3
b. 採用していない	1,207	87.5
回答なし	16	1.2
合計	1,379	100.0

「具体的な対策」の主な内容

- フェアディスクロージャー
- 株主総会における株主質問時間の十分な確保
- 個人株主にも分かり易い株主総会の運営、資料の作成に心がけている
- ディスクロージ情報の即時当社ホームページ掲載やアニュアルレポートの作成等情報開示の充実
- Webサイト上に、各種IR資料を掲載し、機関投資家と同レベルの情報を入手できる機会を提供
- 議決権の電子化の実施
- 単元未満株式の買取り、買増し制度を採用
- 一単元の株式数の引下げ
- 全株主を対象にアンケートを実施し、IR等に関する意見を求めている

(問 15) 会社関係者による会社との利益相反取引の適正性を確保するための具体的な対策について

回答内容	社数	割合(%)
a. 採用している	577	41.8
b. 採用していない	783	56.8
回答なし	19	1.4
合計	1,379	100.0

「具体的な対策」の主な内容

- 経理部門による日常取引のチェック。
- 役員の兼務を規制
- 全取締役から情報漏洩の禁止と利益相反取引の事前承認及び事後報告などを誓約させている
- 取締役会規則に決議事項として明記
- コンプライアンス・マニュアルの策定および定期的な教育実施
- 利益相反となる可能性のある場合には、顧問弁護士等の第三者に確認をとることを基本とする
- 行動規範に明記するとともに、契約締結・購買等に係る内部統制手続きを整備している
- 取締役会の監視機能、監査役会による監査、内部監査組織による監査による恒常的なチェック体制を敷いている

(問 16) 会社関係者による自社株式取引に係る社内規程について

回答内容	社数	割合(%)
a. 策定している	1,197	86.8
b. 策定していない	178	12.9
回答なし	4	0.3
合計	1,379	100.0

3. コーポレート・ガバナンスにおけるステークホルダーとの関係

(問 17) 重視するステークホルダーについて(複数回答可)

回答内容	社数	割合(%)
a. 株主	1,366	99.1
b. 従業員	1,246	90.4
c. 債権者	591	42.9
d. 取引先	1,174	85.1
e. 地域社会(住民)	759	55.0
f. 消費者	683	49.5
g. その他	69	5.0

「g. その他」の主な内容

- 監督官庁
- 証券市場における投資家(個人投資家、機関投資家)
- 社会
- 地球環境
- 国際社会

最も重視するステークホルダーは、

- a. 株主 [858社、62.2%] b. 従業員 [60社、4.4%] c. 債権者 [4社、0.3%]
 d. 取引先 [78社、5.7%] e. 地域社会(住民) [11社、0.8%]
 f. 消費者 [156社、11.3%] g. その他 [18社、1.3%]

(問 18) ステークホルダーの権利を尊重する企業風土の醸成、社内体制の整備について(複数回答可)

回答内容	社数	割合(%)
a. 企業倫理に関する社内規程を策定し、ステークホルダーの権利尊重に関する事項を規定している	735	53.3
b. 環境報告書やCSR報告書の作成など環境保全活動、CSR活動を実施している	435	31.5
c. ステークホルダーに対する情報提供に関する方針や手続を策定している	303	22.0
d. その他	104	7.5
e. 特に実施していない	362	26.3

「d. その他」の主な内容

- 会社のホームページにおいて情報提供等の充実度を高めている
- 地域貢献への取組状況を取りまとめ開示している
- CSR推進室を設置し、会社横断的なCSR推進活動を推進
- 経営や企業行動のあり方について審議・モニタリングする機関を設置

4. 情報開示と透明性

(問 19) IRに関する専任部署(専任担当者を含む。)の設置について

回答内容	社数	割合(%)
a. 設置している	814	59.0
b. 設置を検討している	101	7.3
c. 設置していない	461	33.5
回答なし	3	0.2
合計	1,379	100.0

(問 20) 代表者自らが行うIR活動について(複数回答可)

回答内容	社数	割合(%)
a. 会社説明会(決算説明会を含む。)において自ら説明を行っている	1,017	73.7
b. ホームページなどで自身のメッセージを公開している	820	59.5
c. 株主懇談会に出席し、積極的に株主との交流を行っている	268	19.4
d. 記者会見に出席し、自ら説明を行っている	745	54.0
e. 特になし	127	9.2
f. その他	115	8.3

「f. その他」の主な内容

- マスコミ、アナリスト等からの取材に対し、必要に応じ自ら説明を行っている
- 必要に応じて投資家や大株主を訪問している
- スモールミーティングの積極的開催

(問 21) IR情報(義務化されている法定開示事項及び適時開示事項を除く。)の開示内容の判断基準として重視していることについて

回答内容	社数	割合(%)
a. 株主や投資家を意識して開示する内容を決めている	1,099	79.7
b. できるだけトップ(代表者)の考えを重視して内容を決めている	145	10.5
c. 会社のPRが重要との観点から開示する内容を決めている	88	6.4
d. あまりよく考えていない	26	1.9
e. その他	18	1.3
回答なし	3	0.2
合計	1,379	100.0

「e. その他」の主な内容

- 取引先を対象にその地域にあわせた内容にしている
- 公平性を意識して開示している
- コーポレート・ガバナンスとコンプライアンスを最優先して速やかに情報を開示している

(問 22) 代表者が説明を行う会社説明会(決算説明会)の開催状況について
個人投資者向け

回答内容	社数	割合(%)
a. 四半期に1回程度以上	35	2.5
b. 半期に1回程度	165	12.0
c. 年1回	150	10.9
d. 行っていない	1,023	74.2
回答なし	6	0.4
合計	1,379	100.0

証券会社営業マン向け

回答内容	社数	割合(%)
a. 四半期に1回程度以上	61	4.4
b. 半期に1回程度	249	18.1
c. 年1回	94	6.8
d. 行っていない	969	70.3
回答なし	6	0.4
合計	1,379	100.0

アナリスト又は機関投資家向け

回答内容	社数	割合(%)
a. 四半期に1回程度以上	201	14.6
b. 半期に1回程度	688	49.9
c. 年1回	86	6.2
d. 行っていない	401	29.1
回答なし	3	0.2
合計	1,379	100.0

海外投資家向け

回答内容	社数	割合(%)
a. 四半期に1回程度以上	28	2.0
b. 半期に1回程度	98	7.1
c. 年1回	142	10.3
d. 行っていない	1,106	80.2
回答なし	5	0.4
合計	1,379	100.0

(問23) 定性的情報の開示において、充実した記載を心掛けている項目について(複数回答可)

回答内容	社数	割合(%)
a. リスク情報	690	50.0
b. MD & A情報	251	18.2
c. 配当政策	491	35.6
d. グループ構成会社間の取引内容	135	9.8
e. コーポレート・ガバナンス	760	55.1
f. 中長期的な経営戦略	967	70.1
g. 対処すべき課題	941	68.2
h. 業績見通し	751	54.5
i. その他	17	1.2
j. 特になし	28	2.0

「i. その他」の主な内容

- いずれの項目もバランス良く充実した記載を心掛けている
- 業態及び事業内容の説明
- 経営成績及び財政状態
- 経営の基本方針
- セグメント情報について、事業、地域別の状況を営業利益レベルまで発表している

(問 24) ホームページにおいて掲載している投資者向け情報について(複数回答可)

回答内容	社数	割合(%)	前回は
a. 決算情報	1,353	98.1	+7.3
b. 決算情報以外の適時開示資料	1,206	87.5	+18.8
c. 有価証券報告書又は半期報告書	735	53.3	-
d. 会社説明会資料	604	43.8	-
e. コーポレート・ガバナンスの状況	167	12.1	-
f. 株主総会の招集通知	207	15.0	-
g. その他IR資料等	768	55.7	-
h. 掲載していない	15	1.1	-
i. ホームページ未作成	3	0.2	-

5. 取締役会等の役割

(問 25) 取締役会の議長について

回答内容	社数	割合(%)
a. 代表権のある社内取締役	1,322	95.9
b. 社外取締役	13	0.9
c. その他	41	3.0
回答なし	3	0.2
合計	1,379	100.0

(問 26) 現在の取締役の平均在任年数について

回答内容	社数	割合(%)
~ 2年未満	81	5.9
2年以上 4年未満	231	16.8
4年以上 6年未満	337	24.4
6年以上 8年未満	230	16.7
8年以上 10年未満	189	13.7
10年以上	239	17.3
回答なし	72	5.2
合計	1,379	100.0

(問 27) 取締役会の開催に際して行う社内取締役への事前説明等について

回答内容	社数	割合(%)
a. 資料の事前配布及び事前説明を行っている	473	34.3
b. 資料の事前配布のみ行っている	581	42.1
c. 資料の事前配布も事前説明も行っていない	318	23.1
回答なし	7	0.5
合計	1,379	100.0

(問 28) 取締役の選任基準の文書化について

回答内容	社数	割合(%)
a. 文書化している	121	8.8
b. 文書化していない	892	64.7
c. 明確な選任基準がない	355	25.7
回答なし	11	0.8
合計	1,379	100.0

(問 29) 社外取締役の選任状況について

人 数	社数	割合 (%)
10人以上	3	0.2
6人以上 10人未満	15	1.1
5人	12	0.9
4人	27	2.0
3人	62	4.5
2人	148	10.7
1人	293	21.2
0人	816	59.2
回答なし	3	0.2
合 計	1,379	100.0

全取締役に占める 社外取締役の割合	社数	割合 (%)
50%以上 100%	39	2.8
40%以上 50%未満	35	2.5
30%以上 40%未満	48	3.5
20%以上 30%未満	130	9.4
10%以上 20%未満	209	15.2
10%未満(0%を除く)	99	7.2
0%	816	59.2
回答なし	3	0.2
合 計	1,379	100.0

(問 30) 社外取締役に期待される役割について(複数回答可)(社外取締役を選任している会社[560社]のみ)

回 答 内 容	社 数	割合 (%)
a. 適法な経営態勢を確立すること	394	70.4
b. 取締役の善管注意義務や忠実義務の履行を確保すること	346	61.8
c. 取締役に對する監視機能を充実させること	440	78.6
d. 分からない	3	0.5
e. その他	42	7.5

「e. その他」の主な内容

- 経営の助言を得ること
- 多様な視点からの意見を経営に反映させること
- 社内取締役にない、業務や知識の活用
- 社外の意見・常識・思考の浸透
- 株主利益を追求するため独立的な立場から経営監視機能を強化する

(問 31) 社外取締役の出身・属性について(複数回答可)(社外取締役を選任している会社[560社]のみ)

回 答 内 容	社 数	割合 (%)	前回比
a. 弁護士	42	7.5	±0.0
b. 公認会計士	15	2.7	+0.1
c. 学者	41	7.3	+0.6
d. 他の会社(関係会社を除く。)の役職員(当該役職員であった者を含む。)	324	57.9	-2.7
e. 関係会社の役職員(当該役職員であった者を含む。)	210	37.5	+5.7
f. その他	41	7.3	-6.1

「f. その他」の主な内容

- 税理士
- 外部のシンクタンクの役員

- コンサルタント
- 大株主の役員
- 業界団体の役員
- ジャーナリスト

(問 32) 会社と利害関係のない社外取締役の選任状況について(複数回答可)(社外取締役を選任している会社 [560 社] のみ)

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 利害関係のない社外取締役を選任している	293	52.3	+4.6
b. 社外ではあるが、利害関係がある取締役を選任している	311	55.5	+6.3

「利害関係」の主な内容

- 親会社
- 重要な取引先
- 関係会社
- 主要株主
- 代表取締役社長の親族
- 株式の持ち合いをしている会社

(問 32-2) 利害関係のない社外取締役の出身・属性について(複数回答可)(問 32 で a. と回答した場合のみ)

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 弁護士	43	14.7	+6.6
b. 公認会計士	12	4.1	+1.9
c. 学者	39	13.3	+3.0
d. 他の会社(関係会社を除く。)の役員(当該役員であった者を含む。)	240	81.9	+7.3
e. その他	26	8.9	-5.2

「e. その他」の主な内容

- 税理士
- 消費者代表
- 外部のシンクタンクの役員
- 業界団体の役員
- アナリスト

(問 33) 取締役会の開催に際して行う社外取締役への事前説明等について(社外取締役を選任している会社 [560 社] のみ)

回答内容	社数	割合(%)
a. 資料の事前配布及び事前説明を行っている	116	20.7
b. 資料の事前配布のみ行っている	201	35.9
c. 資料の事前配布も事前説明も行っていない	236	42.1
その他・回答なし	7	1.3
回答合計	560	100.0

(問 34) 監査役設置会社又は委員会等設置会社の別について

回答内容	社数	割合(%)
a. 監査役設置会社を採用している(既に採用することを決定している場合を含む。)	1,303	94.5
b. 委員会等設置会社を採用している(既に採用することを決定している場合を含む。)	40	2.9
c. 監査役設置会社だが、委員会等設置会社に移行することを検討している	11	0.8
d. 委員会等設置会社だが、監査役設置会社に移行することを検討している	0	0.0
回答なし	25	1.8
合計	1,379	100.0

採用又は検討の理由の主な内容

a. を選択した会社

- 監査役制度を存続しつつガバナンス体制強化に取り組んでおり、現状で適正に機能している
- 当社の規模等内容を考慮して
- 従来より採用しており、商法改正に伴う監査役の権限強化に伴いガバナンスの充実も期待できる
- 従来の方式を変更する理由がない、委員会等設置会社に移行するメリットを感じない
- コーポレートガバナンスにおいて優れた制度であるとの認識による
- 会社の機関設計についての議論が十分でないため、委員会設置会社への移行について検討するまでに至っていない
- 委員会設置会社がまだ日本に定着していないことや当社に相応しいか否か現時点では判断できないため
- 外部からの役員の招請が難しい
- 現行の監査役制度による企業統治形態が、スピーディな意思決定、効果的な内部牽制の両面で、十分機能しているため

b. を選択した会社

- コーポレートガバナンス強化のため
- 経営のスピードアップと透明性の向上
- 遵法経営・リスク管理経営を推進するため
- 監督機能のさらなる強化、ならびに執行責任の明確化と一層の権限委譲

c. を選択した会社

- より合理的なガバナンス実現に適していると思われるため
- 機動的な業務執行を行うこと及び透明性の高いコーポレートガバナンスの実施
- コーポレートガバナンスの枠組みのひとつとして検討している
- 委員会設置会社の世の中での定着ぶりを見据えた上で、監査役設置会社との比較検討を行う

(問 35) 重要財産委員会制度の採用について

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 既に採用済み又は採用することを決定している	5	0.4	+0.4
b. 採用することを検討している	17	1.2	-3.1
c. 採用する予定はない	1,120	81.2	+16.7
d. 分からない	188	13.6	-12.0
回答なし	49	3.6	-2.0
合計	1,379	100.0	-

(問 36) 執行役員制度の導入について(監査役設置会社のみ)

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 既に導入済み又は導入することを決定している	649	49.3	+15.1
b. 導入することを検討している	106	8.0	-
c. 導入する予定はない	452	34.3	-
d. 分からない	110	8.4	-
回答合計	1,317	100.0	-

(問 37) 経営者の選任に向けた人事(指名)委員会等の設置状況について(監査役設置会社のみ)

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a.既に設置している	72	5.5	+3.1
b.既に設置することを決定している	5	0.4	+0.2
c.今後設置することを検討している	38	2.9	-0.7
d.設置する予定はない	989	75.7	+21.3
e.分からない	199	15.2	-5.9
f.人事の公正性確保のために他の方法を考えている	3	0.2	-0.5
回答合計	1,306	100.0	-

(問 37-2) 指名委員会又は人事(指名)委員会等の人員構成等について(問 37で a.、b.又はc.と回答した場合のみ)

人員構成

a.全委員に占める社内取締役の割合

	社数	割合(%)
50%以上 100%	59	51.3
40%以上 50%未満	7	6.1
30%以上 40%未満	13	11.3
20%以上 30%未満	3	2.6
10%以上 20%未満	0	0.0
10%未満(0%を除く)	0	0.0
0%	3	2.6
回答なし	30	26.1
合計	115	100.0

b.全委員に占める社外取締役の割合

	社数	割合(%)
50%以上 100%	22	19.1
40%以上 50%未満	2	1.7
30%以上 40%未満	5	4.3
20%以上 30%未満	10	8.7
10%以上 20%未満	3	2.6
10%未満(0%を除く)	0	0.0
0%	43	37.5
回答なし	30	26.1
合計	115	100.0

c.全委員に占める社外有識者の割合

	社数	割合(%)
50%以上 100%	2	1.7
40%以上 50%未満	2	1.7
30%以上 40%未満	4	3.5
20%以上 30%未満	4	3.5
10%以上 20%未満	0	0.0
10%未満(0%を除く)	0	0.0
0%	73	63.5
回答なし	30	26.1
合計	115	100.0

d . 全委員に占める a . ~ c . 以外の割合

	社数	割合 (%)
50%以上 100%	7	6 . 1
40%以上 50%未満	1	0 . 9
30%以上 40%未満	3	2 . 6
20%以上 30%未満	3	2 . 6
10%以上 20%未満	3	2 . 6
10%未満(0%を除く)	0	0 . 0
0%	6 8	5 9 . 1
回答なし	3 0	2 6 . 1
合 計	1 1 5	1 0 0 . 0

「具体的な選任者」の主な内容

- 監査役、元監査役
- 元取締役
- 関係会社取締役、執行役員、社員
- 相談役、顧問
- 大株主

委員の合計人数

人 数	社数	割合 (%)
10人以上	0	0 . 0
6人以上 10人未満	2 1	1 8 . 2
5人	2 1	1 8 . 2
4人	2 1	1 8 . 2
3人	1 8	1 5 . 8
2人	4	3 . 5
1人	0	0 . 0
0人	0	0 . 0
回答なし	3 0	2 6 . 1
合 計	1 1 5	1 0 0 . 0

- 2 代表者(CEO)の参加

回 答 内 容	社 数	割合 (%)
a . あり	6 6	5 7 . 4
b . なし	1 9	1 6 . 5
回答なし	3 0	2 6 . 1
合 計	1 1 5	1 0 0 . 0

委員長(議長)について

回 答 内 容	社 数	割合 (%)
a . 社内取締役	6 0	5 2 . 2
b . 社外取締役	1 6	1 3 . 9
c . 社外有識者	1	0 . 9
d . a . ~ c . 以外	5	4 . 3
回答なし	3 3	2 8 . 7
合 計	1 1 5	1 0 0 . 0

a . の場合、「代表者である」5 2 社 (4 5 . 2 %)

(問 37-3) 社外有識者の委員の出身・属性について(複数回答可)(問 37-2 で社外有識者の委員を選任していると回答した場合のみ)

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 弁護士	10	83.3	+52.9
b. 公認会計士	6	50.0	+41.3
c. 学者	4	33.3	+11.6
d. 他の会社(関係会社を除く。)の役員(当該役員であった者を含む。)	11	91.7	+61.3
e. その他	3	25.0	+12.0

(問 38) 取締役等の報酬を決定するための機関(報酬委員会等)の設置状況について(監査役設置会社のみ)

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 既に設置している	98	7.6	+3.6
b. 既に設置することを決定している	8	0.6	+0.3
c. 今後設置することを検討している	38	2.9	-2.2
d. 設置する予定はない	912	70.3	+8.9
e. 分からない	225	17.3	-6.7
f. 他の方法を考えている	17	1.3	+0.3
回答合計	1,298	100.0	-

「f. 他の方法」の主な内容

- 取締役会にて決定している
- 社長、副社長、常務の三役で検討、決定
- 内規を設け、固定化する
- 社内取締役による報酬検討会を実施し、報酬プロセスの明確化を図っている
- 経営諮問会議に諮問
- 外部コンサルタントが市場調査を実施のうえ策定したガイドラインに則して決定している
- 外部のステークホルダーとの事前調整手順を経て決定
- 取締役会等において相互に業績評価を行ったものを参考に報酬を決定する方法を検討している

(問 38-2) 取締役等の報酬を決定するための機関(報酬委員会等)の人員構成等について(問 38で a.、b.又は c. と回答した場合のみ)

人員構成

a. 全委員に占める社内取締役の割合

	社数	割合(%)
50%以上 100%	71	49.3
40%以上 50%未満	11	7.6
30%以上 40%未満	19	13.2
20%以上 30%未満	8	5.6
10%以上 20%未満	2	1.4
10%未満(0%を除く)	0	0.0
0%	7	4.8
回答なし	26	18.1
合計	144	100.0

b. 全委員に占める社外取締役の割合

	社数	割合(%)
50%以上 100%	25	17.4
40%以上 50%未満	4	2.8
30%以上 40%未満	15	10.4
20%以上 30%未満	15	10.4
10%以上 20%未満	3	2.1
10%未満(0%を除く)	0	0.0
0%	56	38.8
回答なし	26	18.1
合計	144	100.0

c. 全委員に占める社外有識者の割合

	社数	割合(%)
50%以上 100%	8	5.6
40%以上 50%未満	6	4.2
30%以上 40%未満	6	4.2
20%以上 30%未満	10	6.9
10%以上 20%未満	1	0.6
10%未満(0%を除く)	0	0.0
0%	87	60.4
回答なし	26	18.1
合計	144	100.0

d. 全委員に占める a. ~ c. 以外の割合

	社数	割合(%)
50%以上 100%	12	8.3
40%以上 50%未満	3	2.1
30%以上 40%未満	6	4.2
20%以上 30%未満	9	6.2
10%以上 20%未満	3	2.1
10%未満(0%を除く)	0	0.0
0%	85	59.0
回答なし	26	18.1
合計	144	100.0

「具体的な選任者」の主な内容

- 監査役、元監査役
- 元取締役
- 関係会社取締役、執行役員、社員
- 相談役、顧問
- 大株主
- コンサルタント

委員の合計人数

人数	社数	割合(%)
10人以上	0	0.0
6人以上10人未満	21	14.6
5人	29	20.1
4人	28	19.4
3人	34	23.6
2人	6	4.2
1人	0	0.0
0人	0	0.0
回答なし	26	18.1
合計	144	100.0

- 2 代表者(CEO)の参加

回答内容	社数	割合(%)
a. あり	84	58.3
b. なし	34	23.6
回答なし	26	18.1
合計	144	100.0

委員長(議長)について

回答内容	社数	割合(%)
a. 社内取締役	70	48.6
b. 社外取締役	31	21.5
c. 社外有識者	5	3.5
d. a. ~ c. 以外	6	4.2
回答なし	32	22.2
合計	144	100.0

a. の場合、「代表者である」44社(62.9%)

報酬決定基準の文書化について

回答内容	社数	割合(%)
a. 文書化している	78	54.1
b. 文書化していない	44	30.6
回答なし	22	15.3
合計	144	100.0

(問 38-3) 社外有識者の委員の出身・属性について(複数回答可)(問 38-2 で社外有識者の委員を選任していると回答した場合のみ)

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 会社の役職員	5	16.1	-46.9
b. 弁護士	17	54.8	+40.6
c. 公認会計士	11	35.5	+22.1
d. 学者	6	19.4	+10.0
e. 他の会社(関係会社を除く。)の役職員(当該役職員であった者を含む。)	16	51.6	+22.5
f. その他	5	16.1	-2.8

「f. その他」の主な内容

- 税理士
- 人事コンサルタント

(問 39) 経営に対するアドバイス機関(経営諮問委員会等)の設置状況について

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 既に設置している	120	8.7	+4.2
b. 既に設置することを決定している	3	0.2	+0.1
c. 今後設置することを検討している	55	4.0	+1.3
d. 設置する予定はない	928	67.3	+6.0
e. 分からない	232	16.8	-5.1
f. 他の方法を考えている	18	1.3	+0.6
回答なし	23	1.7	-7.1
合計	1,379	100.0	-

「f. 他の方法」の主な内容

- 顧問契約している専門家(弁護士、会計士等)の意見を参考にしている
- 機関化は行っていないが、複数の法律事務所等から個別にアドバイスを受けている
- 経営コンサルタントの活用
- 有識者によるアドバイザーの充実
- 経営戦略会議の開催
- 相談役を設置している

(問 40) 取締役の報酬の開示について

回答内容	社数	割合(%)
a. 開示している	1,032	74.8
b. 開示していない	335	24.3
回答なし	12	0.9
合計	1,379	100.0

(問 40-2) 取締役の報酬の開示の具体的な開示手段について(複数回答可)(問 40 で a. と回答した場合のみ)

回答内容	社数	割合(%)
a. 有価証券報告書	944	91.5
b. 決算短信	173	16.8
c. 株主通知	150	14.5
d. 株主総会	85	8.3
e. その他	85	8.3

「e. その他」の主な内容

- 計算書類の附属明細書に掲載
- 営業報告書
- 株主総会で質問されたら、総額を回答
- 米国証券取引所法に基づく年次報告書(20-F)
- ディスクロージャー誌

(問 40-3) 取締役の報酬の開示の具体的な開示内容について(問 40 で a. と回答した場合のみ)
報酬の総額開示について

回答内容	社数	割合(%)
a. 全取締役の総額を開示	885	85.7
b. 社内取締役及び社外取締役の別にそれぞれの総額を開示	122	11.8
c. 総額開示はしていない	2	0.2
d. その他	12	1.2
回答なし	11	1.1

「d. その他」の主な内容

- 取締役および監査役全員の総額
- 取締役及び執行役の別にそれぞれの総額を開示

報酬の個別開示について

回答内容	社数	割合(%)
a. 全取締役の報酬を個別開示	4	0.4
b. 社外取締役を除く全取締役の報酬を個別開示	1	0.1
c. 上位数名の取締役の報酬を個別開示	1	0.1
d. 代表取締役(又は取締役である代表執行役)の報酬を個別開示	4	0.4
e. 個別開示はしていない	985	95.4
f. その他	1	0.1
回答なし	36	3.5

(問 41) 取締役へのインセンティブの付与に関する具体的な施策の採用状況について(複数回答可)

(取締役へのインセンティブの付与を行っている会社のみ [回答会社 545社])

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. スtock・オプションの導入	429	78.7	-8.4
b. 業績連動型報酬制度の導入	174	31.9	+5.7
c. その他	28	5.1	+2.9

「c. その他」の主な内容

- 役員持株会
- 長期的なインセンティブとしての退職慰労金制度の採用
- 個々人の業績成果に応じた賞与支給
- 株価連動型報酬(株式取得型報酬)制度の導入

(問 42) スtock・オプションの付与対象者について(複数回答可)(Stockオプションの付与を

行っている会社のみ [回答会社 469社])

回答内容	社数	割合(%)
a. 社内取締役・執行役員	455	97.0
b. 社外取締役	99	21.1
c. 会社の職員	414	88.3
d. 関係会社の役職員	199	42.4
e. 弁護士、会計士等会社の顧問	14	3.0
f. 他の会社(関係会社を除く。)の役職員	10	2.1
g. その他	43	9.2

「g. その他」の主な内容

- 社外取締役、執行役員に導入を検討
- 監査役
- 外部アドバイザー
- 社外の協力者(大学研究者等)
- アルバイト・請負契約者・当社とコンサルティング契約を結んでいる企業
- FC店オーナーおよびその職員

(問 43) 今後取締役会の機能強化のために実施することを検討し、又は既に決定している施策の内容について(主な回答を掲載)

- 取締役の任期短縮
- 取締役の人員削減
- 執行役員制度の導入
- 社外取締役の選任・増員
- 取締役会への付議基準の見直し、経営委員会への権限委譲
- 取締役会の開催頻度の見直し
- 取締役のコーポレートガバナンス等社外研修への参加
- アドバイザリーボードの設置
- 関係会社以外からの社外取締役の招聘
- 監査役の増員
- スtockオプションの導入
- 役員定年制の実施
- 役員の報酬制度改革
- 専門性を有する社外取締役の選任
- 取締役会議長と社長の非兼任化

(問 44) 内部統制機能強化の経営面への貢献について

回答内容	社数	割合(%)
a. 業務プロセスの効率性の向上	326	23.6
b. 資本市場における信頼性の向上	485	35.2
c. 過失・不正行為等の防止	375	27.2
d. グループ経営基盤の強化	161	11.7
e. 分からない	15	1.1
f. その他	10	0.7
回答なし	7	0.5
合計	1,379	100.0

「f. 他の方法」の主な内容

- 妥当な意思決定と過誤の防止
- 独断を排し、経営判断の誤りを防止する
- グループ企業価値の持続的増大に貢献
- 意思決定プロセスと責任所在の明確化

(問 45) 有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況の記載における「内部統制システムの整備の状況」の記載の有無について(平成16年3月期以降を対象とし、有価証券報告書未提出の場合は予定を回答)

回答内容	社数	割合(%)
a. 記載した(記載する予定)	1,044	75.7
b. 記載していない(記載しない予定)	274	19.9
c. 未定(有価証券報告書未提出の場合のみ)	51	3.7
回答なし	10	0.7
合計	1,379	100.0

(問 46) 有価証券報告書(又は半期報告書)への企業内容等の開示に関する内閣府令に基づく「会社代表者による有価証券報告書(又は半期報告書)の記載内容の適正性に関する確認書」の添付について

回答内容	社数	割合(%)
a. 添付した	198	14.4
b. 添付していない	1,158	84.0
回答なし	23	1.7
合計	1,379	100.0

(問 47) 法令において上記【問 46】の確認書の添付が義務付けられることとなった場合、現時点における内部統制システムやその評価システム等の構築状況に鑑みて、すぐにも確認書を作成・添付できる体制にあるか。また体制の整備を必要とする場合に、どの程度の期間が見込まれるか。

回答内容	社数	割合(%)
a. すぐにも確認書を作成できる体制にある	581	42.2
b. 体制の整備には3か月程度は必要	142	10.3
c. 体制の整備には6か月程度は必要	149	10.8
d. 体制の整備には1年程度は必要	196	14.2
e. 体制の整備には1年以上は必要	94	6.8
f. 分からない	192	13.9
回答なし	25	1.8
合計	1,379	100.0

(問 48) 監査役(会)の機能強化のための具体的な施策について(複数回答可)(監査役設置会社のみ[回答会社1,320社])

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 社外監査役の増員	456	34.5	+4.6
b. 監査役と取締役会との連携強化	863	65.4	+21.9
c. 監査役を補佐するスタッフの充実	264	20.0	+5.3
d. 監査役の重要会議への出席	1,012	76.7	+17.7
e. 特に実施していない	51	3.9	-10.3
f. その他	51	3.9	-4.0

「f. 他方法」の主な内容

- 子会社監査の充実
- 監査役と監査部門の連携強化
- 会計監査人との連携強化
- 重要会議の会議資料の提出
- 代表取締役との意見・情報交換強化
- 監査役による業務監査ヒアリングの定期実施
- 全員が社外監査役
- 監査役監査基準の改定

(問 49) 監査役会(委員会等設置会社)にあっては、監査委員会)の開催頻度について

回答内容	社数	割合(%)
1回以上 5回以内	272	19.7
6回以上 10回以内	386	28.0
11回以上 15回以内	617	44.7
16回以上 20回以内	56	4.1
21回以上	16	1.2
回答なし	32	2.3
合計	1,379	100.0

(問50) 社外監査役(委員会等設置会社にあつては、監査委員のうち社外取締役をいう。以下同じ。)の選任状況について

人 数	社数	割合(%)
10人以上	0	0.0
6人以上10人未満	0	0.0
5人	5	0.4
4人	65	4.7
3人	397	28.8
2人	784	56.8
1人	117	8.5
回答なし	11	0.8
合 計	1,379	100.0

全監査役に占める 社外監査役の割合	社数	割合(%)
50%以上100%	1,234	89.4
40%以上50%未満	20	1.5
30%以上40%未満	95	6.9
20%以上30%未満	19	1.4
10%以上20%未満	0	0.0
10%未満(0%を除く)	0	0.0
回答なし	11	0.8
合 計	1,379	100.0

うち財務の知識・経験を有する者

人 数	社数	割合(%)
10人以上	0	0.0
6人以上10人未満	0	0.0
5人	13	0.9
4人	72	5.2
3人	198	14.4
2人	407	29.5
1人	427	31.0
0人	251	18.2
回答なし	11	0.8
合 計	1,379	100.0

社外監査役に占める 財務経験者等の割合	社数	割合(%)
50%以上100%	667	48.4
40%以上50%未満	32	2.3
30%以上40%未満	172	12.5
20%以上30%未満	240	17.4
10%以上20%未満	6	0.4
10%未満(0%を除く)	251	18.2
回答なし	11	0.8
合 計	1,379	100.0

(問 50-2) 社外監査役の出身・属性について(複数回答可)

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 弁護士	493	36.0	+8.8
b. 公認会計士	253	18.5	+6.5
c. 学者	66	4.8	+1.3
d. 他の会社(関係会社を除く。)の役職員(当該役職員であった者を含む。)	845	61.8	+19.2
e. 関係会社の役職員(当該役職員であった者を含む。)	324	23.7	+5.5
f. その他	222	16.2	-14.5

「f. その他」の主な内容

- 大株主の役員
- 主要取引金融機関出身者
- 団体役員
- 関係官庁出身者
- 国税庁、警察庁等出身者
- 税理士
- 司法書士
- 社労士
- 弁理士
- 経営コンサルタント
- 地元の有識者

(問 50-3) 会社と利害関係のない社外監査役の選任状況について(複数回答可)

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 利害関係のない社外監査役を選任している	1,093	79.9	+18.5
b. 社外ではあるが、利害関係がある監査役を選任している	522	38.2	+2.0

「利害関係」の主な内容

- 関係会社
- 顧問弁護士
- 親会社
- 大株主
- 重要な取引先
- コンサルタント
- 関与税理士法人
- メインバンク
- 資本関係
- 役員との血縁

(問 50-4) 利害関係のない社外監査役の出身・属性について(複数回答可)(問 50-3 で a. と回答した場合のみ)

回答内容	社数	割合(%)
a. 弁護士	387	35.4
b. 公認会計士	227	20.8
c. 学者	65	5.9
d. 他の会社(関係会社を除く。)の役職員(当該役職員であった者を含む。)	773	70.7
e. その他	198	18.1

「e. その他」の主な内容

- 地元の有識者
- 主要取引金融機関出身者
- 税理士
- 大株主の役員
- 団体役員
- 社労士

- 経営コンサルタント
- 国税庁、警察庁等出身者
- 関係官庁出身者

(問 51) 監査役(委員会等設置会社にあつては、監査委員)を補佐する直属のスタッフの配置状況について

人 数	社数	割合(%)	前回比
10人以上	9	0.7	} +0.1
6人以上10人未満	28	2.0	
5人	23	1.7	
4人	43	3.1	-2.3
3人	67	4.9	-3.4
2人	156	11.3	-2.1
1人	297	21.5	-2.4
0人	745	54.0	+17.5
回答なし	11	0.8	-
合 計	1,379	100.0	-

(問 52) 監査役(委員会等設置会社にあつては、監査委員)と会計監査人との会合の開催頻度について(当期の見込み又は直近期の実績をベースに回答)

a. 定期的に開催

回 答 内 容	社 数	割合(%)
1回以上 5回以内	808	58.6
6回以上 10回以内	105	7.6
11回以上 15回以内	34	2.5
16回以上 20回以内	4	0.3
21回以上	3	0.2
回答なし	14	1.0
合 計	968	70.2

b. 不定期に開催

回 答 内 容	社 数	割合(%)
1回以上 5回以内	191	13.8
6回以上 10回以内	49	3.6
11回以上 15回以内	7	0.5
16回以上 20回以内	4	0.3
21回以上	0	0.0
回答なし	11	0.8
合 計	262	19.0

c. その他[80社(5.8%)](主な回答を掲載)

- 定期と不定期で開催
- 監査実施時(ほぼ毎月)に適宜意見交換・協議の場を設けている

(問 53) 監査役(委員会等設置会社にあつては、監査委員)と内部監査部門との会合の開催頻度について(当期の見込み又は直近期の実績をベースに回答)

a. 定期的に開催

回答内容	社数	割合(%)
1回以上 5回以内	203	14.7
6回以上 10回以内	73	5.3
11回以上 15回以内	237	17.2
16回以上 20回以内	10	0.7
21回以上	25	1.8
回答なし	15	1.1
合計	563	40.8

b. 不定期に開催

回答内容	社数	割合(%)
1回以上 5回以内	213	15.5
6回以上 10回以内	126	9.1
11回以上 15回以内	68	4.9
16回以上 20回以内	6	0.4
21回以上	15	1.1
回答なし	39	2.8
合計	467	33.8

c. その他 [249社(18.1%)](主な回答を掲載)

- 定期と不定期で開催

(問 54) 今後監査役(会)(委員会等設置会社にあつては、監査委員(会))の機能強化のために実施することを検討し、又は既に決定している施策の内容について(主な回答を掲載)

- 「監査役監査基準」「監査役会規則」を改定し、監査の充実を図る。
- 監査役の増員、社外監査役の増員
- 社外専門家(弁護士)の社外監査役選任、利害関係を有さない社外監査役の選任
- 監査役に会計・経理のエキスパートを補充する
- 社長との定期会合の実施
- 会計監査人との協議回数増加
- グループ監査役連絡会の定期的開催、専用 Web による意見交換
- 監査役の重要な会議等への出席
- 内部監査部門の設置、内部監査部門および子会社監査役との連携強化、内部監査の充実
- 内部統制に関するモニタリングの強化と社内啓蒙
- 米国企業改革法(第301条、第404条)に対応できる監査機能・体制の整備
- 取締役会等重要会議資料の事前チェックの充実化
- 監査役を補佐する専任スタッフの配置
- コーポレートガバナンスに関する有識者を招き、勉強会を開催予定
- 監査役の社外研修の充実
- 常勤監査役によるホットライン委員会の設置

(問 55) 会計監査人の選任状況について

回答内容	社数	割合(%)
a. 監査法人	1,330	96.5
b. 2人以上の公認会計士	43	3.1
c. 1人の公認会計士(上場規則の経過措置適用会社)	0	0.0
回答なし	6	0.4
合計	1,379	100.0

(問 56) 会計監査業務に係る体制について(当期の見込み又は直近期の実績をベースに回答)

a. 会計監査業務に携わる会計士及び補助者の人数

回答内容	社数	割合(%)
2人以上 5人以内	280	20.3
6人以上 10人以内	605	43.8
11人以上 15人以内	228	16.5
16人以上 20人以内	107	7.8
21人以上 25人以内	34	2.5
26人以上	41	3.0
回答なし	84	6.1
合計	1,379	100.0

b. 会計監査人の監査時間又は監査日数

(時間回答 [498社] 内訳)

回答内容	社数	割合(%)
~ 500時間未満	61	12.2
500時間以上 1,000時間未満	67	13.5
1,000時間以上 2,000時間未満	215	43.2
2,000時間以上 3,000時間未満	82	16.5
3,000時間以上 4,000時間未満	21	4.2
4,000時間以上	52	10.4

(日数回答 [879社] 内訳)

回答内容	社数	割合(%)
~ 50日未満	151	17.2
50日以上 100日未満	104	11.8
100日以上 150日未満	128	14.5
150日以上 200日未満	142	16.2
200日以上 250日未満	130	14.8
250日以上	224	25.5

c. 監査報告書に自署・捺印する公認会計士又は監査法人の業務執行社員の監査継続年数(監査報告書に自署・捺印した期間)について(回答会社における分布状況)

回答内容	人数	割合(%)
~ 2年未満	292	13.5
2年以上 4年未満	588	27.2
4年以上 6年未満	442	20.4
6年以上 8年未満	259	12.0
8年以上 10年未満	143	6.6
10年以上	440	20.3
合計	2,164	100.0

(問 57) 会計監査人の監査報酬及び監査報酬以外の報酬の開示について

回答内容	社数	割合(%)
a. 会計監査人の監査報酬及び監査報酬以外の報酬の両方を開示している	716	52.0
b. 会計監査人の監査報酬のみを開示している	433	31.4
c. 監査報酬以外の報酬のみを開示している	5	0.3
d. 開示していない	210	15.2
回答なし	15	1.1
合計	1,379	100.0

(問 57-2) 監査報酬及び監査報酬以外の報酬の開示の具体的な開示手段について(複数回答可)(問 57で a、b、又は c、と回答した場合のみ)

回答内容	社数	割合(%)
a. 有価証券報告書	1,064	92.2
b. 決算短信	195	16.9
c. 株主通知	254	22.0
d. 株主総会	95	8.2
e. その他	43	3.7

「e. その他」の主な内容

- 営業報告書
- 招集通知
- 商法付属明細書
- 四半期ごとのアナリスト向け決算説明会
- 米国証券取引所法による年次報告書(20-F)

(問 58) 法令遵守のための機関(コンプライアンス委員会等)の設置状況について

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 既に設置している	775	56.2	+26.3
b. 既に設置することを決定している	34	2.5	-0.5
c. 今後設置することを検討している	316	22.9	-0.1
d. 設置する予定はない	225	16.3	-22.3
e. 他の方法を考えている	19	1.4	-2.5
回答なし	10	0.7	-1.0
合計	1,379	100.0	-

「e. 他の方法」の主な内容

- 社内法務室の充実
- 顧問弁護士を2名設けている。
- 案件ごとに専門委員会を設置
- 取締役会の場を利用して、法令遵守の共通認識や推進を図る

(問 59) 法令順守のためのコンプライアンス規範や倫理規範の策定、公開について

回答内容	社数	割合(%)
a. 策定し、公開している	431	31.3
b. 策定しているが、公開していない	537	38.9
c. 策定していない	403	29.2
回答なし	8	0.6
合計	1,379	100.0

(問 60) 内部告発に係る社内制度の導入について

回答内容	社数	割合(%)	前回比
a. 既に導入している	692	50.2	+33.3
b. 既に導入することを決定している	39	2.8	-0.4
c. 今後導入することを検討している	359	26.0	+1.1
d. 導入する予定はない	278	20.2	-32.4
回答なし	11	0.8	-1.6
合計	1,379	100.0	-

6. その他

(問 61) 敵対的企業買収について

敵対的企業買収に直面して防衛策を講じる際に、もっとも重視することについて

回答内容	社数	割合(%)
a. 株主の利益	293	21.2
b. 企業価値の維持・向上	879	63.7
c. 企業集団(グループ)・業務提携の維持	64	4.6
d. 現体制の経営権の維持	52	3.8
e. 分からない	55	4.0
f. その他	24	1.8
回答なし	12	0.9
合計	1,379	100.0

「f. その他」の主な内容

- 株主、お客様、従業員といったステークホルダーの理解と利益を重視
- そもそも防衛策を講じるべきかどうか
- 中長期的視点に立った成長戦略
- 従業員の保護
- 特定のステークホルダーの利益に片寄らないよう対処する

敵対的企業買収への対策について

回答内容	社数	割合(%)
a. 本業を通じた企業価値の向上への取り組み	803	58.2
b. 安定的な株主関係の構築	306	22.2
c. コーポレート・ガバナンスや経営管理体制の充実	36	2.6
d. IRの充実	32	2.3
e. ボイズンビルなどの防衛策の導入	3	0.2
f. 敵対的企業買収の脅威を感じない	74	5.4
g. 分からない	67	4.9
h. その他	32	2.3
回答なし	26	1.9
合計	1,379	100.0

「h. その他」の主な内容

- 自己株式の取得
- 現時点において敵対的企業買収に対する対策について特に講じていない
- 今後の動向を見守りつつ、必要に応じて検討

現在、敵対的企業買収に備え新たな予防策を検討している場合は、その内容について(主な回答を掲載)

- プロジェクトチーム設置を検討
- ライツプランの導入の検討
- 安定的な株主関係の構築、株式持ち合い
- 株価上昇のための取り組み
- 企業価値向上の施策検討
- 資本提携の可能性の検討
- 事前警告型防衛策
- 自己株式の取得
- 取締役定員数の減員
- 増配
- 定款変更(授權資本枠の拡大)

敵対的企業買収の表明を受けた場合、敵対者の考えを聞く姿勢を採ることができるか。

回答内容	社数	割合(%)
a. 一度は聞いてみる必要があると思う	496	36.0
b. まったく聞く必要はない	11	0.8
c. 相手・状況によって対応が異なる	686	49.7
d. 分からない	161	11.7
回答なし	25	1.8
合計	1,379	100.0

(問 62)「適時開示に係る宣誓書」及び「有価証券報告書(半期報告書)の適正性に関する確認書」の制度について

同制度は、コーポレート・ガバナンスに関する経営者の意識向上に資すると思うか。

回答内容	社数	割合(%)
a. 思う	1,160	84.1
b. 思わない	46	3.3
c. 分からない	168	12.2
回答なし	5	0.4
合計	1,379	100.0

「b. 思わない」の主な理由

- 形式的になりがち
- 同制度の有無にかかわらず、必要な意識は持っている
- 代表取締役だけでは不十分
- 経営者の意識向上は書面の提出の有無に関わるものではない

同制度は、タイムリーディスクロージャーに係る社内体制や正確な有価証券報告書作成のための社内体制の向上に役立つと思うか。

回答内容	社数	割合(%)
a. 思う	1,153	83.6
b. 思わない	50	3.6
c. 分からない	167	12.1
回答なし	9	0.7
合計	1,379	100.0

「b. 思わない」の主な理由

- 既に体制は整えている
- いくら体制を作っても、結局は運用(経営者の意識)次第
- 形式的であり、これにより社内体制の向上を図れるとは限らない

同制度によって、自社の社内体制が他社と比較されることに伴い、社内体制の向上に努めようという意識が働いたか。

回答内容	社数	割合(%)
a. 働いた	1,018	73.8
b. 働かない	71	5.2
c. 分からない	276	20.0
回答なし	14	1.0
合計	1,379	100.0

「b. 働かない」の主な理由

- 社内の周知徹底が不十分
- もとからこの意識を持っている
- 社内体制を向上させる施策として、他社比較という相対比較や競争にあまり意味はない
- 同制度によってビジネスの拡大や事業リスクの低減といった企業にとっての本質的なインセンティブになっていないため
- 各社によって、事業の種類、規模、歴史などが異なるため、比較しにくい
- 各社のレベルがまちまちで自社の位置づけが分かりにくい

同制度では、社内体制の自発的な整備が期待されているが、社内体制の整備状況は現状で十分と思うか。

回答内容	社数	割合(%)
a. 思う	485	35.2
b. 思わない	440	31.9
c. 分からない	441	32.0
回答なし	13	0.9
合計	1,379	100.0

「b. 思わない」の主な理由

- 子会社（特に海外）の決定事実、発生事実の伝達ルートが完全でない
- より充実した社内体制の構築が必要
- 制度に十分ということは有り得ず、常に改善が必要
- 人員不足の解消と業務処理のより一層の効率化をすすめる必要がある
- 経営環境や事業内容の変化に伴い、社内体制は継続的に整備・改善していく必要がある
- 他社における先進的な事例をみて不十分と感じる
- 事業規模の拡大とともにリスクの性質も変化しているため
- 他社の状況も参考にしながら、より良い体制の整備に努めたい
- 内部監査体制の整備が不十分
- 法制度等の環境の変化が早く、社内の体制整備が十分に出来ていない
- C O S O の視点からの見直しが必要
- 監査部署、監査スタッフの充実が課題
- 社内末端への浸透度が今一步
- 開示委員会など目に見えるしくみの整備が必要
- 従業員に対する教育機会が不足していると認識
- 完全に独立した内部監査部門がない
- 組織力不十分

（問63）上記以外でコーポレート・ガバナンスの向上のために実施している取組みについて（主な回答を掲載）

- 取締役の任期を1年に短縮
- 役員報酬制度改革（報酬委員会の設置など）・役員退職慰労金制度廃止
- 執行役員制度の導入・充実
- 機動的な組織・委員会・人事の改廃・実行
- 社内規則委員会やコンプライアンス推進室を設置し、またはモラルマインド（倫理指針）を制定し、法令遵守と倫理に基づく行動の管理徹底を図る
- I R 委員会・ディスクロージャー推進チーム等の設置
- コンプライアンス等について、社内教育を重点的に実施
- 内部監査体制の強化（専門スタッフの増員）内部監査にかかわる諸規程等の整備
- 内部統制システムの整備・強化
- 開示体制（決算・任意開示）の強化
- コンプライアンスとリスクマネジメントの推進
- 各種研修会への積極的な参加

(問 64)(コーポレート・ガバナンスの開示について)

決算短信と有価証券報告書との記載の差異について(平成 16 年 3 月期以降を対象とし、未作成の場合は予定を回答)

回答内容	社数	割合(%)
a. 決算短信と有価証券報告書の記載は全く同じ	677	49.1
b. 有価証券報告書では、決算短信で開示した内容に加え、有価証券報告書の「記載上の注意」に列挙されている項目を追加した 1	431	31.2
c. 有価証券報告書では、「記載上の注意」に列挙されている項目のみを記載した	191	13.9
d. その他 2	42	3.0
回答なし	38	2.8
合計	1,379	100.0

1 「b. 追加した」主な項目

- 役員報酬及び監査報酬の内容
- 内部統制システムの整備状況
- リスク管理体制の整備状況
- 事業等のリスク

2 「d. その他」の主な内容

- 決算短信の作成後、整備できたこと等も加えて有価証券報告書に記載した
- 決算短信は連結ベースで、有価証券報告書は単体ベースで記載した

以上